平成２６年（フ）第２２７号
兵庫県芦屋市大東町16番３―201号
債務者　黒田　　稔
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８０号
神戸市西区岩岡町岩岡613番地の26
債務者　新友工務店こと　田宮　良平
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
兵庫県明石市大久保町大窪2173番地　市住６棟144号
債務者　松本美代和
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―103号
債務者　柳瀬　政和
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭43番地７
債務者　西尾　　清
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
鳥取県鳥取市秋里955番地16、旧住所鳥取県鳥取市湖山町西３丁目132番地16
債務者　坂口　直弥
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県飯塚市南尾333番地１
債務者　大隈　雄策
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２９号
大分県臼杵市大字福良1863番地の４　県営上臼杵住宅１Ａ―１―33
債務者　工藤　智久
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原5230番地３
債務者　古屋敷久美子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
宮城県白石市福岡蔵本字下舘18番地１
債務者　布田　貴大
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１８０号
北九州市八幡西区割子川２丁目８番５号シティベール引野Ｂ棟201号
債務者　江口　玲子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６号
栃木県真岡市寺内1318番地１
債務者　佐々木勝則
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第８号
栃木県芳賀郡益子町大字七井177番地
債務者　髙橋　宏之
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１３４号
北九州市門司区大字畑2161―１ソシア２番館105号、住民票上の住所北九州市門司区清見３丁目２番１―408号
債務者　近藤　大助
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県遠賀郡遠賀町松の本１丁目６番10号
債務者　好實　幸一
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６６号
北九州市戸畑区境川２丁目11番７号
債務者　入江　　舞（旧姓川原田）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部